

前回のQ Aからの変更点

* 変更箇所赤字で下線を付しています。

企業向けQ A（4月30日時点版からの変更点）

【一部設問・回答の文言変更】

4 労働者を休ませる場合の措置（休業手当、特別休暇など）

<アルバイト・パートタイム労働者等への適用について>

問 10

Q：アルバイトパートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者などの方についても、休業手当の支払いや年次有給休暇の付与等は必要でしょうか。

A：労働基準法上の労働者であれば、アルバイトパートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く方も含めて、休業手当の支払いや年次有給休暇付与が必要となっております。

労使で十分に話し合い、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いします。

なお、法定外の休暇制度や手当を設ける場合、非正規雇用であることのみを理由に、一律に対象から除外することは、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を目指して改正されたパートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法の規定（※）に違反する可能性があります。

※大企業と派遣会社は令和2年4月、中小企業は令和3年4月からの施行となっています。

問 16

Q：保育所に子どもを入所させる予定だった労働者が、市区町村等から当該保育所への登園自粛の要請を受けたため、当面子どもを保育所に預けないこととなりました。こうした場合、育児休業の延長を認めなければならないでしょうか。

A：

<子どもが1歳までの場合>

現在育児休業中の労働者から申出があった場合、事由を問わず育児休業の終了予定日の繰下げ変

更（最長1歳まで（※1））を認める必要があります（※2、3）。法令上は繰下げ変更は1回までとされていますが、2回以上の変更を認めることは差し支えありませんので、労働者の事情も考慮し労使でよく話し合っただけことが望まれます。 なお、繰下げ変更後の休業期間についても育児休業給付金は支払われます。

また、育児休業から一度復帰している方から再度の休業の申出があった場合も、休業（最長1歳まで（※1））を認める必要があります。なお、再度の休業期間についても育児休業給付金は支払われます。

（※1）両親がともに育児休業をする場合、一定の要件を満たせば最長1歳2か月まで（パパ・ママ育休プラス）

（※2）1歳から1歳6か月までの休業、1歳6か月から2歳までの休業それぞれについても同様に繰下げ変更を認める必要。

（※3）繰下げ変更の申出は1か月前となっているが、申出が直前になった場合でも、繰下げ変更を認めることは可能。

<子どもが1歳又は1歳6か月になるときの場合>

子どもが1歳又は1歳6か月になるときに、引き続き育児休業をしたい旨労働者から申出があった場合、育児休業（1歳からの休業は最長1歳6か月まで又は1歳6か月からの休業は最長2歳まで）を認める必要があります。なお、引き続き休業した期間についても育児休業給付金は支払われます。

このほか、労使の話し合いにより、例えば子どもが2歳以上の場合などについても独自に休業を認めることは差し支えありません。なお、こうした法を上回る対応により認められた休業期間については、育児休業給付金は支払われないためご注意ください。

労働者の雇用が継続されるよう、柔軟なご対応をお願い致します。

（参考）育児・介護休業法に基づく育児休業の要件

○育児休業をすることができるのは、原則として子が1歳に達する日までです。

○子が1歳に達する時点で、次のいずれにも該当する場合には、子が1歳に達する日の翌日から1歳

6か月に達する日までの期間について、育児休業をすることができます。

①子が1歳に達する日において、労働者本人又は配偶者が育児休業をしている場合

②保育所に入所できない等、1歳を超えても休業が特に必要と認められる場合

○さらに、子が1歳6か月に達する時点で、次のいずれにも該当する場合には、子が1歳6か月に達する日の翌日から子が2歳に達する日まで育児休業をすることができます。

①子が1歳6か月に達する日において、労働者又は配偶者が育児休業をしている場合

②保育所に入所できない等、1歳6か月を超えても休業が特に必要と認められる場合

<自主的に保育所への登園を自粛した場合の育児休業の延長>

問 17

Q：保育所に子どもを入所させる予定だった労働者が、市区町村等からの登園自粛の要請は受けていないものの、感染防止のために自主的に子どもを保育所に預けないこととしました。

こうした場合、育児休業の延長を認めなければならないでしょうか。

A：

<子どもが1歳までの場合>

現在育児休業中の労働者から申出があった場合、事由を問わず育児休業の終了予定日の繰下げ変更（最長1歳まで（※1））を認める必要があります（※2、3）。法令上は繰下げ変更は1回までとされていますが、2回以上の変更を認めることは差し支えありませんので、労働者の事情も考慮し労使でよく話し合ってくださいことが望まれます。なお、繰下げ変更後の休業期間についても育児休業給付金は支払われます。

また、育児休業から一度復帰している方から再度の休業の申出があった場合には、再度の休業を認める必要はありませんが、各企業において独自に再度の休業を認めることは差し支えありません。なお、こうした法を上回る対応により認められた休業期間については、育児休業給付金は支払われなためご注意ください。

（※1）両親がともに育児休業をする場合、一定の要件を満たせば最長1歳2か月まで（パパ・ママ育休プラス）

（※2）1歳から1歳6か月までの休業、1歳6か月から2歳までの休業それぞれについても同様

に繰り下げ変更を認める必要。

(※3) 繰下げ変更の申出は1か月前となっているが、申出が直前になった場合でも、繰下げ変更を認めることは可能。

<子どもが1歳又は1歳6か月になるときの場合>

子どもが1歳又は1歳6か月になるときに、引き続き育児休業をしたい旨労働者から申出があった場合、申出を認める必要はありませんが、各企業において独自に休業を認めることは差し支えありません。なお、こうした法を上回る対応により認められた休業期間については、育児休業給付金は支払われないためご注意ください。

このほか、労使の話し合いにより、例えば子どもが2歳以上の場合などについても独自に休業を認めることは差し支えありません。なお、こうした法を上回る対応により認められた休業期間については、育児休業給付金は支払われないためご注意ください。

労働者の雇用が継続されるよう、柔軟なご対応をお願い致します。

(参考) 育児・介護休業法に基づく育児休業の要件

- 育児休業をすることができるのは、原則として子が1歳に達する日までです。
- 子が1歳に達する時点で、次のいずれにも該当する場合には、子が1歳に達する日の翌日から1歳6か月に達する日までの期間について、育児休業をすることができます。
 - ①子が1歳に達する日において、労働者本人又は配偶者が育児休業をしている場合
 - ②保育所に入所できない等、1歳を超えても休業が特に必要と認められる場合
- さらに、子が1歳6か月に達する時点で、次のいずれにも該当する場合には、子が1歳6か月に達する日の翌日から子が2歳に達する日まで育児休業をすることができます。
 - ①子が1歳6か月に達する日において、労働者又は配偶者が育児休業をしている場合
 - ②保育所に入所できない等、1歳6か月を超えても休業が特に必要と認められる場合

7 労災補償

問 1

Q：労働者が新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付の対象となりますか。

A：業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

請求の手續等については、事業場を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

労働局・労働基準監督署一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.htm>

！

[\(参考\) 新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等](#)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627234.pdf>

労働者向け Q A（4月28日時点版からの変更点）

【一部設問・回答の文言変更】 * 変更箇所に赤字の下線を付しています。

2 労働基準法における休業手当、年次有給休暇

<アルバイト・パートタイム労働者等への適用について>

問 4

Q：アルバイトやパートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者も、休業手当の支払いや年次有給休暇の付与の対象となりますか。

A：労働基準法上の労働者であれば、アルバイトやパートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く方も含めて、休業手当の支払いや年次有給休暇付与が必要となっております。

企業に対しては、労使で十分に話し合い、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いしているところです。

4 労災補償

問 1

Q：労働者が新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付の対象となりますか。

A：業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

請求の手続等については、事業場を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

労働局・労働基準監督署一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.htm>

！

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627234.pdf>

6 その他（保育園が臨時休園になった場合、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援、使用者が休業を認めない場合）

<育児休業から復職予定だったが、保育所への登園自粛を要請された場合等の育児休業の延長>

問6

Q：保育所に子どもを入所させて復職する予定でしたが、市区町村等からその保育所への登園自粛の要請を受けたため、当面子どもを保育所に預けないこととしました。こうした場合、育児休業の延長ができるのでしょうか。

A：

<子どもが1歳までの場合>

現在育児休業中であれば、事由を問わず、1回に限り育児休業の終了予定日の繰下げ変更（最長1歳まで（※1））を申し出ることができます（※2）。法令上は1か月前までに申し出ること、1回に限り変更可能であることとなっていますが、労使で十分に話し合ってください。

また、育児休業から一度復帰している場合も、再度の育児休業（最長1歳まで（※1））を申し出ることができます。

（※1）両親がともに育児休業をする場合、一定の要件を満たせば最長1歳2か月まで（パパ・ママ育休プラス）

（※2）1歳から1歳6か月までの休業、1歳6か月から2歳までの休業それぞれについても同様に繰下げ変更の申出が可能。

<子どもが1歳又は1歳6か月になるときの場合>

子どもが1歳又は1歳6か月になるときに、引き続き育児休業をしたい場合には、1歳からの休業であれば最長1歳6か月まで、1歳6か月からの休業であれば最長2歳までの育児休業を申し出ることができます。

これらのいずれの場合についても、事業主は、労働者からの申出を拒むことはできません。また、育児休業給付金は支払われます。

(参考) 育児・介護休業法に基づく育児休業の要件

- 育児休業をすることができるのは、原則として子が1歳に達する日までです。
- 子が1歳に達する時点で、次のいずれにも該当する場合には、子が1歳に達する日の翌日から1歳6か月に達する日までの期間について、育児休業をすることができます。
 - ①子が1歳に達する日において、労働者本人又は配偶者が育児休業をしている場合
 - ②保育所に入所できない等、1歳を超えても休業が特に必要と認められる場合
- さらに、子が1歳6か月に達する時点で、次のいずれにも該当する場合には、子が1歳6か月に達する日の翌日から子が2歳に達する日まで育児休業をすることができます。
 - ①子が1歳6か月に達する日において、労働者又は配偶者が育児休業をしている場合
 - ②保育所に入所できない等、1歳6か月を超えても休業が特に必要と認められる場合

<自主的に保育所への登園を自粛した場合の育児休業の延長>

問7

Q：保育所に子どもを入所させて復職する予定でしたが、市区町村等からの登園自粛の要請は受けていないものの、感染防止のために自主的に子どもを保育所に預けないこととしました。こうした場合、育児休業の延長ができるのでしょうか。

A：現在育児休業中であれば、事由を問わず1回に限り育児休業の終了予定日の繰下げ変更（最長1歳まで（※））を申し出ることができます。法令上は1か月前までに申し出ること、1回に限り変更可能であることとなっていますが、労使で十分に話し合ってください。

事業主は、労働者からの申出を拒むことはできません。

なお、繰下げ変更後の休業期間についても育児休業給付金は支払われます。

（※）両親がともに育児休業をする場合、一定の要件を満たせば最長1歳2か月まで（パパ・ママ

育休プラス)

なお、育児休業から一度復帰している場合の再度の育児休業や、子が1歳又は1歳6か月になるときの引き続いての育児休業については、育児・介護休業法上の要件を満たさないため、申し出ることはできません。

(参考) 育児・介護休業法に基づく育児休業の要件

- 育児休業をすることができるのは、原則として子が1歳に達する日までです。
- 子が1歳に達する時点で、次のいずれにも該当する場合には、子が1歳に達する日の翌日から1歳6か月に達する日までの期間について、育児休業をすることができます。
 - ①子が1歳に達する日において、労働者本人又は配偶者が育児休業をしている場合
 - ②保育所に入所できない等、1歳を超えても休業が特に必要と認められる場合
- さらに、子が1歳6か月に達する時点で、次のいずれにも該当する場合には、子が1歳6か月に達する日の翌日から子が2歳に達する日まで育児休業をすることができます。
 - ①子が1歳6か月に達する日において、労働者又は配偶者が育児休業をしている場合
 - ②保育所に入所できない等、1歳6か月を超えても休業が特に必要と認められる場合

以上